

○ひたちなか市開発審査会設置規程

平成6年11月1日

訓令第76号

改正 平成7年3月31日訓令第13号

平成8年8月6日訓令第11号

平成10年3月31日訓令第7号

平成13年3月30日訓令第6号

平成15年3月31日訓令第6号

平成17年3月30日訓令第3号

平成19年3月29日訓令第7号

平成19年3月30日訓令第12号

平成20年3月28日訓令第15号

平成21年3月31日訓令第4号

平成22年3月26日訓令第2号

平成24年3月23日訓令第4号

(設置)

第1条 本市の区域における都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に定める開発行為の計画について、関係法令及びひたちなか市宅地開発行為に関する指導要綱（平成6年告示第43号。以下「指導要綱」という。）に基づき協議し審査するため、ひたちなか市開発審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 審査会は、指導要綱第7条の規定に基づき次の各号に掲げる事項について協議し、審査するものとする。

(1) 指導要綱第3条の規定による事前協議に関すること。

(2) その他開発行為の指導及び啓発に必要なこと。

(組織)

第3条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者及びひたちなか・東海広域事務組合の職員（以下「組合職員」という。）のうちから市長が委嘱する者とする。

4 会長が必要と認める場合は、前項に定める者以外の者を臨時に委員とすることができる。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長に事故あるときは、都市整備部長がその職務を代理する。

3 会議は、必要に応じて随時開催する。

4 会議の進行は、都市整備部長が行う。

(調整部会)

第5条 第2条に規定する審議事項について事前に調査し、あらかじめ、部門間の意見の調整を図るため、審査会に調整部会を置く。

2 調整部会の構成員（以下「部員」という。）は、別表第2に掲げる職にある者及び組合職員のうちから市長が委嘱する者とする。

3 調整部会の会議は、建築指導課長が主宰し、必要に応じて開催する。

4 調整部会の会議は、付議事項に応じて部員のうち、関係する部員をもって一部調整部会を開催することができる。

5 調整部会の主宰者が必要と認める場合は、第2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる者以外の者を臨時に部員とすることができる。

6 調整部会の会議の経過及び結果は、その都度会長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(事業者の出席)

第6条 審査会及び調整部会は、会議に付議された事項について、特に必要があると認めるときは、開発行為の計画に係る事業者の出席を求め、説明を聴くことができる。

(会議録の作成)

第7条 審査会は、会議の都度会議録を作成し、付議事項、会議経過概要、審査結果、審査の要点等を記録しなければならない。

(審査結果の報告)

第8条 審査会の会議に付議された事項の審査結果については、市長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(庶務)

第9条 審査会及び調整部会の庶務は、都市整備部建築指導課において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

付 則（平成7年訓令第13号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成8年訓令第11号）

この訓令は、農業委員会事務局設置の日から施行する。

付 則（平成10年訓令第7号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成13年訓令第6号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年訓令第6号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成17年訓令第3号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成19年訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年訓令第12号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年訓令第15号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

審査会委員

- 1 企画部長
- 2 市民生活部長
- 3 経済部長
- 4 建設部長
- 5 都市整備部長
- 6 水道事業所長
- 7 教育次長
- 8 農業委員会事務局長

別表第2（第5条関係）

調整部会部員

- 1 企画調整課長
- 2 生活安全課長
- 3 環境保全課長
- 4 廃棄物対策課長
- 5 農政課長
- 6 道路管理課長
- 7 河川課長

- 8 下水道課長
- 9 都市計画課長
- 1 0 公園緑地課長
- 1 1 建築指導課長
- 1 2 区画整理事業課長
- 1 3 水道事業所業務課長
- 1 4 教育委員会事務局総務課長